

## 熊本県CALIS／EC推進協議会規約

### (目的)

第1条 21世紀のIT革命の進展に対応し、官・民の連携により統合的・戦略的な公共事業の情報化を推進し、熊本県における「公共事業支援統合情報システム(CALIS／EC)」を実現するため、「熊本県CALIS／EC推進協議会」(以下「推進協議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) 熊本県におけるCALIS／ECの構築及び普及促進に係る計画等の策定に関する事項
- (2) CALIS／ECの普及・啓発活動に関する事項
- (3) CALIS／ECの最新動向の調査・検討に関する事項
- (4) その他この推進協議会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 推進協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成し、別表－1の職にある者をあてる。  
ただし、会長が必要と認めるときには、別表－1に掲げる者以外の者も委員に加えることができる。

- 2 会長は、熊本県土木部長をもってあてる。
- 3 副会長は、熊本県土木部次長と(社)熊本県建設業協会会長をもってあてる。
- 4 推進協議会には、別表－1に掲げるアドバイザーを置くものとし、会長が必要と認めるときは、別表－1に掲げる者以外の者もアドバイザーに加えることができる。

### (役員の任務)

第6条 会長は、推進協議会を代表し、その事務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときはその職務を代理する。

### (開催)

第7条 推進協議会は、会長が召集する。

- 2 推進協議会を進行するため、委員の中から会長が議長を指名する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、別表－1に掲げる者以外の者を推進協議会に出席させ、その意見または説明を求めることができる。

### (幹事会の組織及び職務)

第8条 推進協議会の所掌事務を補助するため、別表－2に掲げる幹事会を置く。

- 2 幹事長は、熊本県土木部土木技術管理室長をもってあてる。
- 3 幹事会は、幹事長の命により、次の事項を審議決定する。
  - (1) 推進協議会で検討すべき事項の企画、立案
  - (2) CALIS／ECの普及推進に係る計画の策定及び事業の立案・推進
  - (3) その他、幹事会で必要とされた事項

### (幹事会の開催)

第9条 幹事会の開催は、必要に応じて幹事長が召集する。

- 2 幹事長は、必要があると認めるときは、会員以外のものを幹事会に出席させ、その意見または説明を求めることができる。

(作業部会の組織及び職務)

第10条 幹事会は、事務を遂行するうえで必要と認めた場合は、別表—3に掲げる作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会員は、県、市町村、及び業界から推薦された者をもって充てる。
- 4 部会長は、県から推薦された部会員の中から幹事長が指名する。
- 5 作業部会は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 6 作業部会は、別表—3に掲げる主たる所掌事務を行う。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、会員以外のものをオブザーバーとして作業部会に出席させ、その意見または説明を求めることができる。
- 8 作業部会長は、事務を遂行する上で必要と認めた場合は、作業部会の下部組織であるワーキンググループ等を設置することができる。

(アドバイザーの職務)

第11条 アドバイザーは、第3条に定める推進協議会の所掌事務の遂行について助言を行う。

(事務局)

第12条 推進協議会、幹事会及び作業部会の事務は、熊本県土木部土木技術管理室があたり、事務局は熊本県土木部土木技術管理室に置く。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成15年3月14日から施行する。

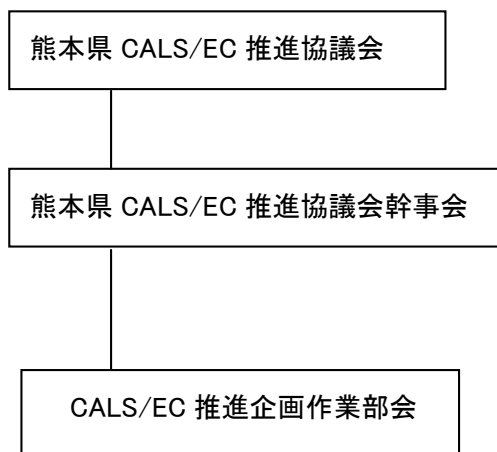
(平成18年1月31日一部改正)

(平成21年1月14日一部改正)

(平成22年2月10日一部改正)

(平成23年2月10日一部改正)

(参考)



別表—1 熊本県 CALS/EC 推進協議会構成員

	所属・役職
会長	熊本県土木部長
副会長	熊本県土木部次長 (社)熊本県建設業協会会長
委員(県)	企画振興部 情報企画課長 農林水産部 農村計画・技術管理課 技術管理室長 土木部 監理課長 土木部 土木技術管理室長
委員(市町村)	市長会代表(1名) 町村会代表(1名)
委員(業界)	(社)熊本県測量設計・建設コンサルタンツ協会会長 (社)熊本県地質調査業協会理事長 (社)熊本県建築士事務所協会会長 熊本県土地改良事業団体連合会会長 熊本県森林組合連合会会長
委員 (公益法人等)	(財)熊本県建設技術センター理事長(1名)
アドバイザー	国土交通省九州地方整備局 有識者

別表—2 熊本県 CALS/EC 推進協議会幹事会構成員

	所属・役職
幹事長	熊本県土木部土木技術管理室長
副幹事長	(社)熊本県建設業協会副会長
幹事(県)	企画振興部 情報企画課課長補佐 農林水産部 農村計画・技術管理課 技術管理室 農林水産審議員 土木部 監理課課長補佐 土木部 土木技術管理室土木審議員
幹事(市町村)	市長会事務局長(1名) 町村会事務局長(1名)
幹事(業界)	(社)熊本県測量設計・建設コンサルタント協会代表 (社)熊本県地質調査業協会代表 (社)熊本県建築士事務所協会代表 熊本県土地改良事業団体連合会代表 熊本県森林組合連合会代表
幹事 (公益法人等)	(財)熊本県建設技術センター代表(1名)

別表—3 熊本県 CALS/EC 作業部会構成員

1. CALS/EC 推進企画作業部会

	所属
部会員(県)	企画振興部 情報企画課 農林水産部 農村計画・技術管理課 技術管理室 農林水産部 農村整備課 土木部 監理課 土木部 土木技術管理室
部会員(市町村)	市代表 (2名) 町村代表(2名)
部会員(業界)	(社)熊本県建設業協会代表 (社)熊本県測量設計・建設コンサルタンツ協会代表 (社)熊本県地質調査業協会代表 (社)熊本県建築士事務所協会代表 熊本県土地改良事業団体連合会代表 熊本県森林組合連合会代表
部会員(公益法人等)	(財)熊本県建設技術センター代表(1名)
オブザーバー	

※ オブザーバーは、規約第10条7項による。

【主たる所掌事務】

- ・ CALS/EC の基本方針・基本計画等の立案及び各検討部会間の調整
- ・ 関係機関との調整業務
- ・ 組織、体制の検討
- ・ 普及、教育、研修に関する検討及び計画立案
- ・ 電子納品、電子入札活用に関する企画及び検討